



## 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）について

子ども誰でも通園制度は、令和5年12月に閣議決定された「子ども未来戦略」の施策の一つで、令和6年度の児童福祉法の一部改正を受け、令和7年度から児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」と規定されました。

令和8年度からは、「乳児等のための支援給付」として、全ての市町村で実施することとされています。

### 【目的】

子どもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することとしています。

### 【保護者への効果】

専門的な知識や技術を持つ保育士等との関わりにより、孤立感、不安感の解消に繋がる。

### 【こどもの成長への効果】

子ども同士が触れ合いながら、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られる。

### 【事業内容】

0歳6か月以上満3歳未満で、保育所等(※1)に通っていない乳幼児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労等の要件を問わず、保育所等(※2)に通園できる事業

※1＝保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所等

※2＝市が定めた設備及び運営に関する基準により認可した施設

### 【事業者について】

本市では、令和8年4月からの実施を予定しており、市以外の者が事業を行う場合は、事業認可が必要となります。

### 【利用申請】

